過去30年間における米国連邦最高裁による裁量上訴件数の推移

2014年04月14日 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称:特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

米国の司法は、州と連邦との二重構造を有しています。連邦裁判所は、原則、連邦法に基づいて審理が行われます。 特許法は連邦法ですので、専属管轄権は連邦裁判所にあります。

全米には地域ごと 12 の控訴裁判所が設けられています。各控訴裁判所は、対応する地域の連邦地方裁判所からの 控訴審を行います。特許事件に関する控訴審の専属管轄権は、CAFC にあります。CAFC は、全米の特許事件に関す る控訴審を専属的に行います。これ以外に、CAFC は、USPTO 審判部の審決に対する審決取消訴訟についても審理し ます。

このように、CAFC が、地域に関係なく特許事件に関する全控訴審を行うことによって、特許事件に関する統一的な判決が下されていくことになります。しかしながら、争点によっては、ケース間において CAFC の判決に揺らぎが生じることがあります。このような場合、CAFC の大法廷審理 (en banc) *1が行われ、そのような判決の揺らぎが解消されるようになっています。

最近の大法廷審理件においては、多数派となる判事はなく、split decision が下された事件もあります (CLS Bank 事件に係る CAFC の大法廷判決)。このような split decision のケースや CAFC の判決に不服がある場合、米国連邦最高裁判所に上訴する道が開かれています。

但し、この上訴を認めるかどうかは、米国連邦最高裁判所の裁量によります。特許事件の場合、米国連邦最高裁判所が上訴を認める件数は、多くて年に数件程度です。換言すれば、米国では、特許事件に関する限り、CAFC の判断が、ほとんどの場合、司法による最終判断となります。したがって、CAFC の判決は、アメリカの特許実務に大きな影響を与えるものであると言えます。

【全3頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、 下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。 ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

 外国専門部長
 : 新井 孝政(大阪本部在籍)

 外国専門部長代理
 : 岡部 泰隆(大阪本部在籍)

 TEL
 : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製·転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK. All rights reserved.

^{*1} 特許可能な発明主題(Bilski事件、Myriad事件、ALC Bank事件等々)、間接侵害の成立要件(Akamai事件)、不公正行為の判断基準(Therasense事件)、記述要件違反(ELI LILLY事件)等々が大法廷で審理されてきました。